

災害時の対応について —利用団体の皆様へ—

国立淡路青少年交流の家に滞在中に、避難をしなければならない災害が発生した場合についてご案内します。

※ 各団体の代表者は、事前に避難経路をご確認ください。

※ 避難をしなければならない災害の種類

- 火災（当所敷地内で発生時）
- 津波（注意報・警報発令時）
- 地震

所内活動時に発生した場合

<利用団体の動き>

火災等、敷地内で異常を発見された場合は、交流の家職員に連絡してください。

各所に内線電話を設置しています。番号は、333(事務室)、339(宿直室)です。

外線電話の場合は、0799-55-2699(緊急連絡対応番号)です。



<職員の動き>

災害の種類、発生場所、避難場所について全館放送にてお知らせします。



<利用団体の動き>

避難を開始してください。

団体代表の方は、名簿を携帯してください。(避難後、点呼をしていただきます。)

その他の皆さんは、極力何も持たずに避難してください。

避難場所	火災	主な避難場所はつどいの広場です。 ただし、状況により、避難場所を変更することがあります。放送をよく聞いてください。
	津波	
	地震	



<利用団体の動き>

避難場所に集合後、直ちに整列し、団体代表の方は、点呼を行ってください。



<利用団体の動き>

団体代表の方は、点呼終了後、職員に報告してください。

カッター研修時に津波注意報・警報が発令された場合

<職員の動き>

交流の家から、研修を指導する職員に連絡します。



<利用団体の動き>

研修を指導する職員の指示に従って行動してください。

所外活動時に津波注意報・警報が発令された場合

<職員の動き>

交流の家から、団体代表の方に連絡します。



<利用団体の動き>

高台等への避難をお願いします。